

令和5年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第6号説明資料

令和5年2月13日

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～3
新旧対照表	-----	4～8

財政課
環境課
都市計画課

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

1 犬の登録及び鑑札の交付事務に係る手数料について

(1) 改正概要

本町では、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の登録及び鑑札の交付を行っており、大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）に基づき手数料を徴収しています。

令和元年6月19日付けで公布され、令和4年6月1日付けで施行された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第39号）により、販売に供される犬及び猫へのマイクロチップの装着及び環境大臣（指定登録機関）に対して氏名、住所、犬猫の所在地、マイクロチップの識別番号等を登録すること等が義務化されました。また、狂犬病予防法における特例制度として、マイクロチップを鑑札とみなすことが規定されました。

これにより、マイクロチップを装着した犬の情報はオンラインにて連結することが可能となったことから、マイクロチップが装着された犬で環境大臣（指定登録機関）から本町に対し通知される情報により、犬の登録が可能な場合についての、本町の犬の登録手数料を無料とするため、大磯町手数料条例の一部改正を行うものです。

(2) 改正内容

① 改正内容について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする、本町の犬の登録に係る手数料は無料とします。

② 施行日

令和5年4月1日から施行とします。

2 屋外広告物の事務に係る手数料について

(1) 改正概要

現在、本町の屋外広告物に関する事務は、神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）第1条（事務の委任）により、神奈川県の事務となっていますが、本町が町内それぞれの地域の実情や特性を踏まえて実施している景観行政手続との整合性を図りながら取り組む必要性が生じたことから、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。）第2条第1項（許可地域等）の規定に基づく屋外広告物設置等の許可に関する事務の権限を本町へ移譲することに伴い、大磯町手数料条例の一部改正を行うものです。

(2) 改正内容

① 改正内容について

県条例第46条第1項（手数料）の規定に基づき、同条例第2条第1項の許可を受けようとする者から手数料を徴収する事務を神奈川県から移譲されることに伴い、大磯町手数料条例の別表第1に手数料を徴収する事項及び金額を追加します。

神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第2条第1項の規定に基づく屋外広告物設置等の許可の申請に対する審査	(1) 貼り紙 50枚（枚数が、50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。）につき 500円 (2) 貼り札 1枚につき 300円 (3) 建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの ア 照明装置のないもの 1張につき 1,500円 （広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額） イ 照明装置のあるもの 1張につき 2,400円 （広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額） (4) 電柱又は街灯柱を利用するもの 1枚につき 300円 (5) 電車、自動車等の外面を利用するもの 1台につき 800円 (6) 広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板 ア 照明装置のないもの 1基につき 1,500円 （広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額） イ 照明装置のあるもの 1基につき 2,400円 （広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額） (7) アーチ ア 照明装置のないもの 1基につき 6,000円
---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	イ 照明装置のあるもの 1基につき 9,000円
(8) アドバルーン	
	ア 照明装置のないもの 1個につき 1,000円
	イ 照明装置のあるもの 1個につき 1,500円
(9) 立看板	1基につき 300円
(10) のぼり旗	1本につき 300円
(11) 広告幕	
	ア 表示面が固定されていないもの 1張につき 300円
	イ 表示面が固定されているもの
	(ア) 照明装置のないもの 1張につき 1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	(イ) 照明装置のあるもの 1張につき 2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
(12) 標識柱を利用するもの	1枚につき 300円

② 施行日

令和5年4月1日から施行とします。

大磯町手数料条例 新旧対照表

改正案	現行																								
第1条～第7条 省略	第1条～第7条 省略																								
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>																									
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 486 629 534">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="629 486 1066 534">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 534 629 582">評価に関する証明書の交付</td> <td data-bbox="629 534 1066 582">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 582 629 630">～</td> <td data-bbox="629 582 1066 630">～</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 630 629 898">公文書及び図書の謄抄本(行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)</td> <td data-bbox="629 630 1066 898">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 898 629 1262">狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。)</td> <td data-bbox="629 898 1066 1262">1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1262 629 1394">狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付</td> <td data-bbox="629 1262 1066 1394">省略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	評価に関する証明書の交付	省略	～	～	公文書及び図書の謄抄本(行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)	省略	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。)	1頭につき 3,000円	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 486 1630 534">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="1630 486 2067 534">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 534 1630 582">評価に関する証明書の交付</td> <td data-bbox="1630 534 2067 582">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 582 1630 630">～</td> <td data-bbox="1630 582 2067 630">～</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 630 1630 898">公文書及び図書の謄抄本（行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)</td> <td data-bbox="1630 630 2067 898">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 898 1630 1262">狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録</td> <td data-bbox="1630 898 2067 1262">1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1262 1630 1394">狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付</td> <td data-bbox="1630 1262 2067 1394">省略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	評価に関する証明書の交付	省略	～	～	公文書及び図書の謄抄本（行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)	省略	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき 3,000円	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	省略
手数料を徴収する事項	手数料の金額																								
評価に関する証明書の交付	省略																								
～	～																								
公文書及び図書の謄抄本(行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)	省略																								
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。)	1頭につき 3,000円																								
狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	省略																								
手数料を徴収する事項	手数料の金額																								
評価に関する証明書の交付	省略																								
～	～																								
公文書及び図書の謄抄本（行政不服審査法第38条第1項の規定によりなされた交付の求めに応じ、同条第2項の規定により審理員が交付する提出書類等の写し等を除く。)	省略																								
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき 3,000円																								
狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	省略																								

改正案

現行

～	～
租税特別措置法第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニ又は第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅新築認定申請に対する審査	省略
神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定に基づく屋外広告物設置等の許可の申請に対する審査	<p>(1) 貼り紙 50枚（枚数が、50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。） につき 500円</p> <p>(2) 貼り札 1枚につき 300円</p> <p>(3) 建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの ア 照明装置のないもの 1張につき 1,500円（広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額） イ 照明装置のあるもの 1張につき 2,400円（広告等の表示面積が5平方メートル</p>

～	～
租税特別措置法第31条の2第2項第11号ニ若しくは第62条の3第4項第11号ニ又は第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロの規定に基づく優良住宅新築認定申請に対する審査	省略

改正案	現行
<p>ルを超えるときは、2,400円 にその超える5平方メートル ル又はその端数ごとに2,400円 を加算した額)</p> <p>(4) 電柱又は街灯柱を利用するもの 1枚につき 300円</p> <p>(5) 電車、自動車等の外面を利用 するもの 1台につき 800円</p> <p>(6) 広告塔、広告板、アーケード に設置するもの及び案内板 ア 照明装置のないもの 1 基につき 1,500円（広告等 の表示面積が5平方メートル を超えるときは、1,500円 にその超える5平方メートル ル又はその端数ごとに1,500 円を加算した額)</p> <p>イ 照明装置のあるもの 1 基につき 2,400円（広告等 の表示面積が5平方メートル を超えるときは、2,400円 にその超える5平方メートル ル又はその端数ごとに2,400 円を加算した額)</p> <p>(7) アーチ ア 照明装置のないもの 1</p>	

改正案

現行

<p><u>基につき 6,000円</u></p> <p><u>イ 照明装置のあるもの 1</u></p>
<p><u>基につき 9,000円</u></p> <p>(8) <u>アドバルーン</u></p>
<p><u>ア 照明装置のないもの 1</u></p> <p><u>個につき 1,000円</u></p>
<p><u>イ 照明装置のあるもの 1</u></p> <p><u>個につき 1,500円</u></p>
<p>(9) <u>立看板 1基につき 300円</u></p>
<p>(10) <u>のぼり旗 1本につき 300</u></p> <p><u>円</u></p>
<p>(11) <u>広告幕</u></p>
<p><u>ア 表示面が固定されていないもの 1張につき 300円</u></p>
<p><u>イ 表示面が固定されているもの</u></p>
<p><u>(ア) 照明装置のないもの 1</u></p> <p><u>張につき 1,500円 (広告</u></p> <p><u>等の表示面積が5平方メ</u></p> <p><u>ートルを超えるときは、</u></p> <p><u>1,500円にその超える5平</u></p> <p><u>方メートル又はその端数</u></p> <p><u>ごとに1,500円を加算した</u></p> <p><u>額)</u></p>
<p><u>(イ) 照明装置のあるもの 1</u></p> <p><u>張につき 2,400円 (広告</u></p>

改正案		現行	
	<u>等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)</u> (12)標識柱を利用するもの 1 枚につき 300円		
～	～	～	～
その他の証明書の交付	省略	その他の証明書の交付	省略
別表第2 省略		別表第2 省略	